

# 視覚障害に関する学校教育

令和元年6月13日



文部科学省

## すべての子供達に心のバリアフリーを指導

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、「心のバリアフリー」に関する理解を深める指導等の充実を図るとともに、「心のバリアフリーノート」の作成・活用促進を図り、すべての子供達への「心のバリアフリー」の指導を推進

### <取組概要>

#### ●新学習指導要領における「心のバリアフリー」に係る指導の充実

- ・平成29年3月、小、中学校新学習指導要領を告示  
(小学校で令和2年度から、中学校で令和3年度から全面实施)

#### <全教科等（総則）>

- ・障害のある幼児児童生徒との交流・共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明記。

#### <道徳>

- ・「考え、議論する道徳」への転換を目指し「特別の教科」化（検定教科書導入）。  
(内容項目の例)「親切、思いやり」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」など

#### <特別活動>

- ・障害のある人との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との共同学習等の機会を通して、協働することや他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実することを追加。

※その他の教科等においても「心のバリアフリー」に関する教育を充実

- ・新学習指導要領を通じて、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導の充実を図る。

#### ●「心のバリアフリーノート」の作成

- ・平成30年11月に有識者や学校関係者等による検討会を設置。心のバリアフリーについて道徳や特別活動、社会など、教科等横断的に活用可能な教材「心のバリアフリーノート」の作成や普及方策について検討。本年3月、とりまとめ。(現在、本年7月中目途の公表に向けて、準備中)

# 「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)

※文部科学省HPIにおいて全文掲載  
http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/010.htm

## ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

## ◆第2章 交流及び共同学習の展開

### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

<参考：障害のある子供の理解>

障害のある子供に関わる際は、障害の状態や特性等に応じてそれぞれ配慮が必要。(それぞれの障害種別に配慮することを掲載)

#### (1) 視覚障害

- ・教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。
- ・「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」「〇時の方向(時計の文字盤になぞらえて説明)」などと具体的に指示する。
- ・慣れない場所に行ったり、初めて体験したりするときには、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする等

## ◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

## 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 【視覚障害のある子供の理解】

### 【北九州市立高見中学校(福岡県)】

○ 毎年、1年生全員がアイマスクを着けての疑似体験や点字学習などを実施

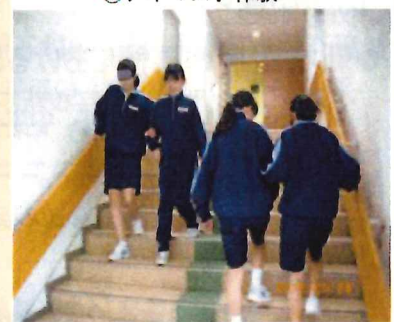
⇒ 県立北九州視覚特別支援学校を訪問し、校舎の工夫や実際に使っている拡大鏡を見て、点字の作製を体験

(生徒の感想)

**アイマスク体験を通して、視覚障害のある方には、耳から入ってくる情報や距離感、周囲の気配等が重要だと感じました。**

○ 県立北九州視覚特別支援学校と、新生対面式を合同で行ったり、文化祭では作品交流展示を実施

②アイマスク体験



### <その他の自治体における取組>

#### 【福井県】

合唱、ブラインドサッカー(盲学校と福井市立一条小学校)

#### 【愛媛県】

愛顔(えがお)のふれあいフェスタ(松山盲学校)

#### 【宮崎県】

ことばでみる美術鑑賞(明星視覚支援学校と宮崎北高等学校)



【福井県】学校間交流

## 学校体育における取組事例

### 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編【抜粋】

運動領域の指導においては、各領域の内容との関連を図り、運動を通して「する、みる、支える、知る」のスポーツとの多様な関わり方について、具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫することを示したものである。指導に当たっては、パラリンピック競技などの障害者スポーツの体験やスポーツ大会の企画・運営など、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるよう配慮することを示したものである。

#### 小学校 ゴールボール体験



##### 子供たちの感想

- ・障害者スポーツの面白さを感じることができた。
- ・ルールを工夫することにより、どのような人でも楽しむことができることが分かった。

#### 小学校 ブラインドサッカー体験



##### 子供たちの感想

- ・ブラインドサッカーは、すごく難しいと思いました。
- ・目の不自由な方はいつもこんな感じなんだと分かりました。

## オリンピック・パラリンピック教育における取組事例について

### オリンピック・パラリンピック教育とは

オリンピック・パラリンピックそのものの学びとして、大会の精神、歴史、種目等について、選手の体験やエピソードや競技を通じて学ぶとともに、大会を通じて、共生社会の実現、国際理解、文化歴史の理解など、今後の社会に求められる資質・能力の向上を目指して取り組まれる教育活動をさす。

#### 取組事例 《視覚障害に対する取組》

**1 学校名** 高知県宿毛市立松田川小学校  
(対象学年 3、4、5、6年生 33人)

#### 2 目標・ねらい

- ・生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合う気持ちを育てる。
- ・共生社会の形成を目指し、他者を理解する気持ちを育てる。
- ・多くのスポーツ競技から特性を学び、体験することでキャリア教育へと繋げる。

#### 3 実施内容

##### (1) 【盲導犬の学習を通じて、視覚障害者理解を深める】

- ・視覚障害者の生きざま、盲導犬との生活などの実体験をお話しいただいた。
- ・「視覚障害のある方が、社会に求めていること、希望」をテーマに講演。
- ・講師と児童で点字体験を行い、点字の難しさを実感した。

##### (2) 【アイマスク体験とゴールボール体験を通じて、視覚障害者との共感を】

- ・1時間目にアイマスク体験を行い、視覚障害がある方の気持ちを理解する取り組みを行った。
- ・2～3時間目にゴールボール体験を行い、障害者スポーツへの興味関心を高めた。競技中は「静かに」の札をだすなど、周囲への気遣いや、共生社会への理解が深まった。

#### 4 成果

- ・障害者理解教育を通して、全ての人権教育につながるような取り組みが出来た。
- ・児童だけでなく、保護者・地域住民が参加することにより、地域全体で障害者理解を深めることが出来た。



《盲導犬のお話と点字体験》



《ゴールボール体験》

○小学部・中学部

第2章 各教科

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う  
特別支援学校

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。